

「地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）」に寄せられた御意見と旭川市の考え方

○ 意見募集期間：令和7年11月21日（金）～令和7年12月29日（月）

○ 意見提出数：10件（個人10件）

※御意見につきましては、読みやすくするために、趣旨を損なわない範囲で要約・修正しています。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
1	<p>このたびは市民意見反映の場を設けてくださりありがとうございます。</p> <p>はじめに、公共施設利活用についてや利用料改定に関する情報、課題が市民に届いていない現状から危機感を感じております。しかしながら、私なりに公共施設の具体的な活用案と、あり方についてを考えてみたのでご提案致したく応募した次第です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のあり方の見直し</li> </ul> <p>現在、市民文化会館の改修に向け方向性が定まっていないことを知りました。いち市民としては、外部からのアーティストや演者を呼ぶのではなく、内側(市民)が文化を作る場として活用されてほしいです。</p> <p>例)吹奏楽コンサート(旭川市は吹奏楽で注目されています)を部活×自衛隊などで行う。演劇サークルによる劇公演(演劇も盛んなため)、学生×シニアの交流の場など</p> <p>ユネスコデザイン都市に認定されたこともあるので、市民による文化デザインの促進は新たな都市計画としても魅力になると思います。</p> <p>公民館、体育館もまた、市民が使いやすくあるべきだと考えております。そのためには市から市民へ利活用の具体例を打ち出すと、「こんなことが出来るかも知れない」と考える市民も出てくるはずです。特にシニア層の多い旭川市ですから、シニアが健康で尚且つ孤立させないためにも、シニアの健康づくりや交流の場として公共施設を活用してほしいです。</p>	<p>公共施設の在り方の見直しに関する御意見につきましては、地域集会施設である公民館の所管部局である社会教育部のほか、地域集会施設以外の施設につきましても関係部局と共有し、今後の施設運営及び取組の参考とさせていただきます。</p> <p>利用料に関する御意見について、施設使用料は「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）」に基づき、サービスを利用する方と利用しない方の公平性を確保するため、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としており、今回の改定料金案は過去3年間（令和4年から令和6年度）の施設運営にかかった光熱水費や人件費等の経費から算出し、施設使用料は施設の運営費に充てることとしております。また、本市では、各施設の利用状況や収支の状況等の現状をまとめた公共施設カルテを作成しホームページで公表していますが、今後も各施設の利用状況や運営状況の周知に努めてまいります。</p>

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
	<p>また、忙しく働く世代が息抜き出来る場もあるといいと思います。心理カウンセラーによる「大人の保健室」を設けることで、仕事や将来への不安不満を聴き、健やかに仕事に打ち込める社会づくりを提案したいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料について</li> </ul> <p>値上げには賛成です。燃料費は高騰していますし、維持費もかかってくると思うので、必要に応じて利用料を変更は必要だと思います。しかし、市民に理解を得るために、その利用料がなにに充てられているかの透明性も同時に求められるかと思います。</p> <p>旭川の未来は市民たちで作れるよう、市民のための公共施設のあり方についてご検討頂けますと幸いです。宜しくお願い致します。</p>	
2	<p>これを受け、各地域集会施設の位置付けを踏まえ、可能な範囲で生涯学習の振興に係る事業の実施を確保していく為の推進体制等に付いて検討する。各施設の設置目的等に踏まえた上で、可能な範囲で全ての地域集会施設に置いて、地域自治の推進や生涯学習活動の振興に関する物も含め、多様な利用目的に対応出来る環境とする事を目指す。閉館時間及び休館日に付いて、施設利用や地域の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを検討する。〔貸室区分〕〔利用時間帯区分〕利用状況等を踏前、必要に応じて見直しを検討する。〔使用料及び利用料金〕取組指針に基付き共通の料金を設定する。国の機関の年末年始は、12月29日から翌年1月3日迄を休館日とする。</p>	<p>御意見につきましては、概ね実施計画（改訂案）と同様の御提言をいただいたものとして参考にさせていただきます。</p>
3	<p>その後は、運用状況等も踏まえながら、必要に応じて実施計画を修正し、全庁的な使用料手数料の見直しに合わせて第3段階へ移行する。全ての地域集会施設に置いて、公民館及び地域活動センターが行う事業の実施を検討する。施設の管理運営に付いて、地域における受皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討する。生涯学習活動団体に付いての令</p>	<p>御意見につきましては、概ね実施計画（改訂案）と同様の御提言をいただいたものとして参考にさせていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
	和5年度行政評価及び令和5年度包括外部監査の意見等を踏まえ、減免の見直しを検討する。国の機関の年末年始は、12月29日から翌年1月3日迄を休館日とする。	
4	特になし いいと思います	御意見につきましては、本改訂案に賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。
5	啓明地区センターを利用させていただいています。 小学生を対象に夏休み・冬休み・春休みに「学習会&卓球教室」をボランティアで開催しています。予約は3か月前からしかできないのですが、サークルなど定期的活動は年度当初4月に翌年3月までの予約がすでに入っており、希望日に予約することが困難です。予約の仕方を統一するなど何か方法はないのでしょうか。	地域集会施設に関する取組については、各施設の設置目的等を踏まえた上で、可能な範囲で同様の利用ができるよう進めております。 各地域集会施設の予約や受付方法については、これまでの施設運営や利用状況を勘案し各施設所管部局や指定管理者が定めています。 より良い施設運営につながるよう、御意見は当該施設の所管部局である市民生活部のほか、関係部局と共有し、今後の施設運営及び取組の参考とさせていただきます。
6	○公民館の使用人数について コロナ禍以降も人口減少や少子高齢化により利用人数の回復が難しいというのであれば、使用人数制限を見直し（削減）してはどうか 5名又は10名で使用するというのも結構確保が難しく施設が未使用の時間帯があるのではと思料します。また、どうしても大人数の団体優先にしたいならば「○日前までに予約がない場合、個人でも（又は営利目的でも）利用できる」にすれば利用率も向上し、利用料金の増加にもつながるかと思います。 （1人でも10人でも施設利用料が変わらないのでいかに施設利用を増やすか策を練るべきかと思います。） ○ 施設利用の簡易性について 1つのサイト（もしくはアプリ）で市保有地域集会施設すべての予約情報が閲覧でき、かつ予約もできるものがあるのなら利便性が増し利用しやすいかと思	公民館の使用人数に関する御意見につきましては、公民館を所管する社会教育部において検討を進めてまいります。 施設利用の簡易性に関する御意見につきましては、本市では公共施設予約システムを導入しておりますが、現時点における地域集会施設での導入は公民館等の一部となっているため、まずは導入施設の拡大とともに、同システムの周知方法について検討を進めてまいります。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
	ます。(もしあるのならそれをもっと周知してほしい)	
7	<p>日頃より大変お世話になっており感謝いたしております。</p> <p>今回の【改訂案】については意見はありませんが、私どもが居住する地域においては「神楽岡地区センター」、「神楽公民館」、「緑が丘地域活動センター（グリーンパル）」の三か所が、公共施設マネジメント課が指す地域施設となりますが、神楽岡東地区市民委員会および傘下の9町内会が会議やイベントにそれら施設を利用することは皆無であります。</p> <p>理由は遠すぎます。よって、神楽岡八区東町内会と神楽岡八区西町内会が保有・管理する「神楽岡八区町内会館」を利用しております。よって利用料金は旭川市が保有する施設利用料金とは乖離した高い金額設定になっております。</p> <p>今後ますますの高齢化社会を迎えるにつけ、地域が保有・管理する集会施設は貴重な集会施設になっていきますので、そういった施設を利用する会合等に補助して頂けるような改訂を、次のステップで取り上げて頂きたいと要望いたします。</p> <p>市民生活部地域活動推進課・福祉保健部・地域振興部など他所管担当とも連携し地域が所有する会館の健全な維持運営にも是非ともご一考頂きたい。</p>	<p>町内会等が所有・管理する地域会館は、今回の実施計画（改訂案）の対象ではありませんが、地域住民の活動と交流の場として欠かせない施設であり、御意見につきましては、市民生活部等の関係部局と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>施設の効率的な活用に向けた取組では、第3段階では時期未定となっておりますが、多様な利用目的にも対応出来る環境づくりに応える意味からも是非次の視点を加えたらいかかと思えます。</p> <p>それは、二階を利用する場合、足の不自由な方や高齢者も難なく昇降できる施設の改善方向を盛り込めたら将来像に明るさを増すと思えます。</p>	<p>「旭川市公共施設等総合管理計画（平成28年策定、令和4年改訂）」において、公共施設等の整備、改修等に当たっては、バリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設整備を目指すこととしており、御意見につきましては改めて関係部局と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>私は後期高齢者です。</p> <p>現在地域にある「公民館」集会所等週2日、月に15回程、健康と認知症予防の為通っています。</p> <p>近年の諸物価の高騰により年金暮らしの生活は大変です。</p>	<p>本市の使用料につきましては、サービスを利用される方と利用されない方との負担の公平性を確保するために定めた「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）等に基づき設定しております。また、4年を目途に必要な見直しを行い、物価や労務単価などの変</p>

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
	<p>利用料金が値上げされますと、今迄通っていた「サークル」へも通いづらくなります。</p> <p>施設の利用料金の値上げには反対です。</p>	<p>動を反映した料金を利用者に御負担いただくことで、負担の公平性の確保を図っております。今回は、大半の項目で増額改定としておりますが、今後とも可能な限りコストの節減を図りながら、効率的な行政運営に努めてまいります。</p>
10	<p>老朽化している施設に関しては、再編だけではなく、例えば民間への払い下げも含めた検討が必要なのではないのでしょうか？</p>	<p>各施設の将来像については、「旭川市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプログラム施設再編計画（平成31年策定）」で施設ごとに整理をしており、施設再編の取組として、民間への売却も一つの手法であると考えています。また、令和10年度から令和15年度までを期間とした「第2期アクションプログラム施設再編計画（仮称）」の策定に当たっては、御意見も参考とさせていただき検討を進めてまいります。</p>